

佐世保市
歯・口腔の健康づくり
推進計画

最終評価報告書

佐世保市
令和5年3月
(2023年3月)

目次

第1章 はじめに	・・・2
Ⅰ 「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」策定の趣旨・経過	・・・2
Ⅱ 「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」中間評価の概要 (中間評価の結果)	・・・3
第2章 最終評価の目的と方法	・・・4
Ⅰ 最終評価の目的	・・・4
Ⅱ 最終評価の方法	・・・4
第3章 最終評価の結果	・・・5
Ⅰ 結果の概要(全体の目標値達成状況の評価)	・・・5
Ⅱ 各指標の評価	・・・7～44
1 市の取組	
2 指標・目標とその評価	
3 評価に係る要因分析と今後の課題	
・基本目標1 歯科疾患の予防	・・・7～32
・基本目標2 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上	・・・33～36
・基本目標3 定期的に口腔保健サービスを受けることが 困難な者に対する歯科口腔保健	・・・37～44
Ⅲ 市の重点施策の評価	・・・45～46
Ⅳ 「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」最終評価の総括	・・・47～49
・基本目標の総括	・・・47～49
・市の重点施策の総括	・・・49
第4章 次期「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」に向けて専門部会 (子ども期・成人期)で出された意見	・・・50～51
(参考資料)	・・・52～61
・歯周病検診について	・・・53
・基本目標項目の評価一覧【評価シート】	・・・54～58
・歯科口腔保健の推進に関する基本的事項目標項目の評価結果(国の最終評価結果)	・・・59～61

第1章 はじめに

I 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画策定の趣旨・経過

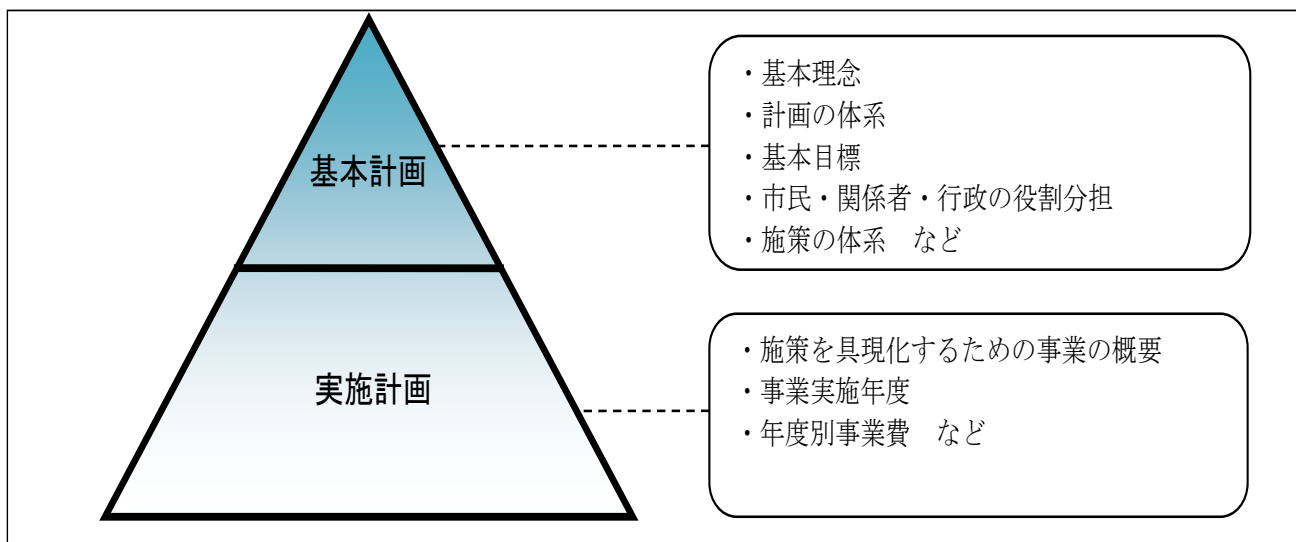
佐世保市では、「歯科口腔保健の推進に関する法律[平成23年(2011)]」及び「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例[平成22年(2010)]」の趣旨に基づき、平成24年(2012)に「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例」(以下、「推進条例」という。)を制定し、施行した。この条例第7条の規定に基づき、平成25年度(2013)には「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」(以下「推進計画」という。)が策定した。

この推進計画は、「おいしい食事と楽しい会話で、生涯つづく“健口(けんこう)生活”を基本理念とし、その実現を目指すために、家庭、地域、学校、職場、医療機関、行政などが一体となってこれを支援し、市民の歯科疾患の有病率の低下を図り、市民の健康増進に寄与することを目的として定められたものである。

推進計画の策定にあたり、佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会の下、推進条例第19条に基づき「計画策定部会」を設置し、委員の所属団体の特性を考慮し、「子ども期」と「成人期」の2つに分け、各ライフステージにおける歯・口腔の健康づくりについて具体的な検討をおこない、国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」や「第2次けんこうシップさせぼ21」との整合性を取りながら、平成25年(2013)4月から10年間の推進計画を開始した。その後、策定5年経過後の平成29年度(2017)に中間評価を行い、中間評価報告書を取りまとめた。

推進計画の計画期間は当初、策定から10年間としていたが、新型コロナウイルス感染症を含む社会的状況や国の計画の最終評価の進捗状況により1年延長となった「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」や「第2次けんこうシップさせぼ21」等の他の計画期間と合わせるため、本市推進計画も1年延長して令和5年度(2023)までとした。これに伴い、次期の「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」の開始については、令和6年度(2024)から実施する予定としている。

なお、「推進計画」は『基本計画』と『実施計画』で構成しており、『基本計画』は歯・口腔に関する健康づくり施策の基本的な方向性を示すもので、10年間で達成したい目標等について定めている。『実施計画』は『基本計画』に示す基本的背策を具現化するために市がおこなう事業について定めている。



Ⅱ 「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」中間評価の概要

本市推進計画の基本計画では、策定5年後である平成29年度（2017）に中間評価を行った。中間評価では、3つの基本目標の下、全指標19項目における中間実績値の分析・評価や進捗状況の確認を行ない整理し、平成30年（2018）3月に中間評価報告書として取りまとめた。

（1）結果の概要（中間評価）

全19項目について、策定時から、直近現状値を見て現状値と中間目標値を比較した。その達成状況を、5段階 [a：策定時から改善しており、中間目標値も達成している、b：策定時から改善しているが、中間評価値は達成していない、c：策定時から直近現状値が変わらず、中間目標値は達成していない、d：策定時から直近現状値が悪化しており、中間目標値も達成していない、e：中間目標値を策定していないため、評価なし]で評価・分析した結果を下記の表にまとめた。

（2）指標の中間目標値 達成状況

3つの基本目標における全指標19項目について、中間報告での達成状況を評価・分析した結果は下記表のとおりであった。

策定時からの変化及び現状値と中間目標値との比較	項目数
a 策定時から改善しており、中間目標値も達成している	7 (36.8%)
b 策定時から改善しているが、中間目標値は達成していない	6 (31.6%)
c 策定時から直近現状値が変わらず、中間目標値は達成していない	2 (10.5%)
d 策定時から直近現状値が悪化しており、中間目標値も達成していない	3 (15.8%)
e 中間目標値を策定していないため、評価なし	1 (5.3%)
合 計	19 (100%)